

美浜発電所の原子炉設置変更許可申請について（概要）

1. 美浜3号機の特定重大事故等対処施設の設置について

新規制基準において、以下の特定重大事故等対処施設を設置することが要求されている。

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの。
- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するもの。

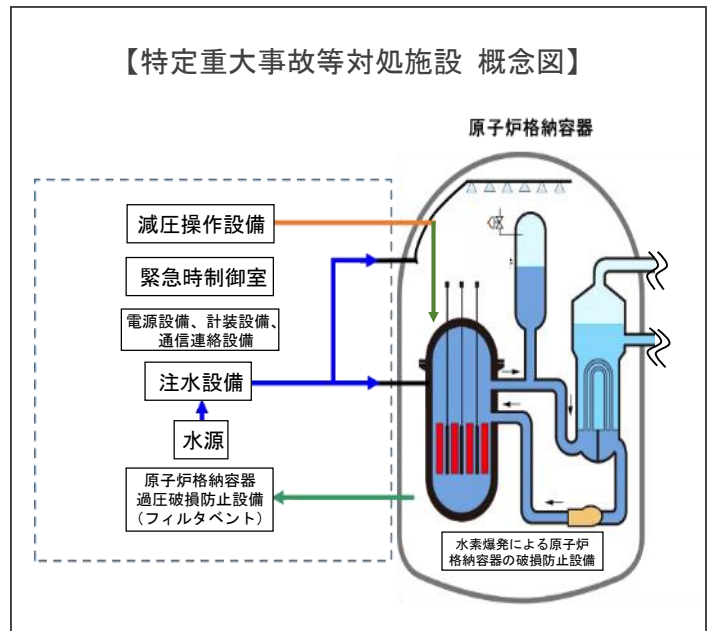
＜申請書の記載事項＞

【設備】

- 減圧操作設備
 - ・原子炉の減圧を操作する設備。
- 注水設備（ポンプ、水源）
 - ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。
- 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント）
 - ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。
- 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備
- 電源設備、計装設備、通信連絡設備
- 緊急時制御室

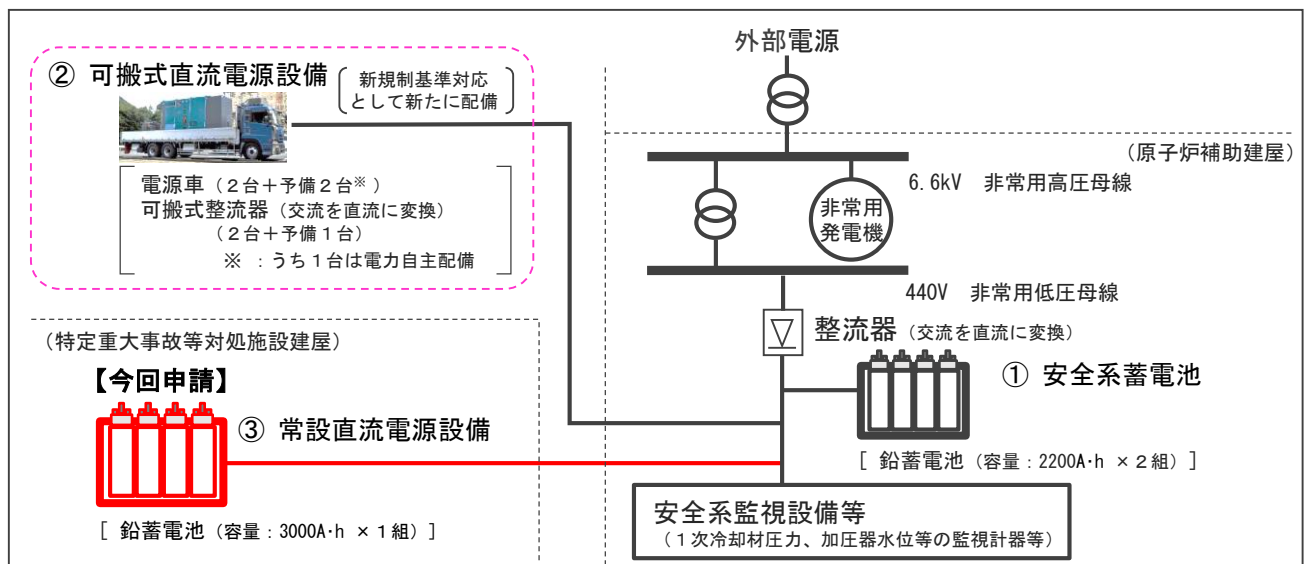
【体制】

- 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備



2. 美浜3号機の常設直流電源設備の設置について

新規制基準において、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、既設の蓄電池（1系統目）や可搬式の直流電源設備（2系統目）に加え、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）の設置が要求されている。



3. 設置期限※ 2021年10月25日

※本体施設の工事計画認可(2016年10月26日)から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。